

高知中部森林管理署団体交渉（全国林野関連労働組合）
議 事 要 旨

日 時 平成21年12月17日（木）16：38～17：00
場 所 高知中部森林管理署 会議室
出席者 【高知中部森林管理署（当局）】 5名
【林野労組大栃分会（組合）】 7名

1 林道事業に関する労働条件について

組合）当署の林道改良工事について、実行形態を変更して実施するとしているが、担当係の業務に過重な負担とならないか。

当局）現在のところ、他の工事についても早期に完成する見込みの箇所があるなど順調に進捗しており、事務の集中を避けることができる見込みとなっている。この工事の実施にあたっては、担当係の経常業務の状況を見極めつつ、局とも十分打ち合わせをしながら実施することとしたいと考えている。

2 月例給について

組合）これ以上の給与、手当の引き下げの動きは容認できない。逆に扶養手当については一般公務員と大きな格差があり、この格差を改善すべく要求する。

当局）給与、手当に関する事案については重要な労働条件であるとの認識に立ち対応して参る考えであり、要求については上部に進達して参りたい。